与 勝 第 288　 号
令和８年４月 17 日

保護者　各位

県立与勝高等学校
県立与勝緑が丘中学校
校長　喜久本直貴
（公印省略）

「県立学校家族休暇制度」の本格導入について

平素より本校の教育活動に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、みだしのことについて、令和８年度から、「県立学校家族休暇制度」が本格的に実施されることになりました。この制度は、保護者の責任のもとで生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

なお、取得にあたっては、取得日の１週間前までに欠席届と同様にスクリレで届け出ると同時に「県立学校家族休暇計画書」（別途）を HR 担任へ提出する必要があります。

その他、詳細について、資料を添付いたしますので、保護者の皆さまにおかれましては、資料の御確認をお願いします。

【添付資料】

１　県立学校休暇制度 Q&A
２　チラシ
３　様式　「県立学校家族休暇計画書」